

# 福祉



## 手当支給日のご案内

12月は在宅重度障害者手当の支給月です。

振込み予定日は、12月24日(金)です。

ので、ご確認ください。

**問合せ** 社会福祉課

☎ 444・3135

FAX 443・3555

## 軽度・中等度難聴児の方への補聴器購入費等を助成します

市では、軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するために、補聴器の購入または修理にかかる費用の一部の助成を行っています。

### 対象児童

- ① あま市に住所を有する18歳未満の方
- ② 聴力レベルが30デシベル以上の方で身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ③ 医師意見書により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果認められる方

- ④ 対象児童の属する世帯に市町村民税所得割46万円以上の方がいないこと

### 助成額

補聴器購入(修理)費基準額の範囲内で3分の2にあたる金額を助成します。

申請手続きや必要書類など、詳細につきましてはお問い合わせください。

なお、事前申請の制度となりますので、必ず購入前にご相談ください。

**問合せ** 社会福祉課

☎ 444・3135

FAX 443・3555

### 障害者週間について

毎年12月3日から9日までは、障害者週間として定められています。

障がいのある方への理解を深め、障がいの有無にかかわらずお互いに尊重し、支えあう社会を作りましょう。

**問合せ** 社会福祉課

☎ 444・3135

FAX 443・3555

### 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免申請について

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少するなどの影響を受け

た方に対する減免を実施しています。この減免等を受けるには申請が必要となりますので、該当すると思われる方はお問い合わせください。

### 対象となる世帯及び減免額

- ① 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方は全部
- ② 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯のうち、次の(1)から(2)の両方に該当する世帯の方は、保険料の額に所定の計算を加えた「対象額」の全部、または一部(減免割合は合計所得金額により異なります)

- (1) 事業収入等のいずれかが前年に比べて30%以上減少する見込であること
- (2) 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計額が400万円以下であること

**対象となる介護保険料** 納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までのもの

**申請の期限** 令和4年3月31日(木)

※郵送の場合は当日消印有効

**問合せ** 高齢福祉課

☎ 444・3141

FAX 443・3555

### 高齢者見守りステッカーを配付しています

地域での見守りが必要な高齢者に対して、行方不明時に早期に発見し、保護することを目的とした高齢者見守りステッカーを希望者に配付しています。

このステッカーは、身体的特徴等を事前に申請することで、保護された際にステッカーの番号から身元が分かるものです。また、ステッカーが光を反射するため、靴や杖などに貼りつけることで、交通事故防止にもつながります。

**配付対象者** 市内に居住している認知症高齢者等で、外出時に居場所

が分からなくなる不安のある方

**申請方法** 希望者(ご家族の方等)は、申請書に必要な事項を記入して提出してください。

詳しくは、お問い合わせください。

**問合せ** 高齢福祉課

☎ 444・3141

FAX 443・3555

### GPS端末機を貸し出します

徘徊のおそれのある認知症の高齢者の方にあらかじめ位置情報検索用のGPS端末機を身につけてもらい、その方が行方不明になったとき、家

族の方に居場所をお知らせします。

**対象者** 徘徊のおそれのある認知症

高齢者等を在宅で介護している方  
またはその家族

**費用** 月500円(端末貸出し料金)

**申請方法** 希望者(ご家族の方等)は、

申請書に必要事項を記入して提出  
してください。

詳しくは、お問い合わせください。

**問合せ先** 高齢福祉課

☎444・3141

FAX 443・3555

## 税



**家屋の取り壊し等・土地の利用状況の変更をお知らせください**

固定資産税は、毎年1月1日が賦課期日となっています。そのため令和3年12月末日までに、

・家屋の全部または一部を取り壊した場合

・新増築した場合

・未登記家屋を名義変更した場合

・土地の利用状況を変更した場合  
は、(税務課(本庁舎)まで連絡してください。

**問合せ先** 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

## 人権



**あなたの街の相談パートナー人権擁護委員**

人権について関心をもってもらえるような啓発活動や、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。ひとりでも悩まずに、人権擁護委員にご相談ください。

市では、日ごろ人権問題で悩みを抱えている方のために、人権相談所を毎月開設しています。相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

人権相談日につきましては広報の「今月の相談案内」をご覧ください。

**みんなの人権110番**

☎0570・003・110

**子どもの人権110番**

☎0120・007・110

**女性の人権ホットライン**

☎0570・070・810

**問合せ先** 人権推進課

☎444・0398

FAX 441・8330

## 毎年12月4日～10日は人権週間

毎年12月4日からの人権週間には、人権意識の普及や高揚を目的とした行事が全国で行われます。

市では、市民の皆様の人権に関する正しい認識と理解を深めていただくため、甚目寺庁舎1階玄関ロビーにて人権週間パネル展示を実施します。ぜひ足を運んでみてください。

**日時** 12月6日(月)～10日(金)

**場所** 甚目寺庁舎1階玄関ロビー

### 人権擁護委員の退任、新任及び再任のお知らせ

人権擁護委員の吉川 朝博委員が令和3年9月30日(木)をもって退任されました。

また、令和3年10月1日付で横井 公雅委員(再任)、近藤 純子委員(再任)、松浦 ひで子委員(新任)、渡邊 英晃委員(新任)が法務大臣より委嘱をされ、人権擁護委員活動をお願いすることとなりました。任期は3年になります。人権に関するお悩みなどありましたら、お気軽にご相談ください。

### ～ブルーリボンを知っていますか～

ブルーリボンとは、拉致被害者を取り戻すためのシンボルマークです。ブルーリボンの青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者と御家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。北朝鮮による拉致被害者の御家族は、愛する家族を取り戻すため、懸命な活動を続けています。毎年12月10日から16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間にはさまざまな行事が行われます。拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

**問合せ先** 人権推進課 ☎444・0398 FAX441・8330